

+

令和4年 第4回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第4回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年4月22日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和4年4月22日 午前9時26分				
	閉会	令和4年4月22日 午前10時17分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番7番	柳井 義郎	席番8番	上野 克比古		
職務のため出席した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

## 農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 24 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 26 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 27 号 下限面積の設定について 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第4回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番7番、柳井委員と、席番8番、上野委員を指名いたします。よろしくお祈りいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>1月の総会で依頼のありました〇〇さん分のあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページ、あっせん成立資料の番号13であります。土地の所在、地目等は資料のとおりですが、場所は原田校区の宇都中学校から南東方向へ800m行き、右手2つ目の田が2235番1で、そのまま200m行き右折し、100m行った左手が1951番7の田です。</p> <p>譲受者は有明町野井倉の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。〇〇さんは認定農業者で、主に水稲、甘藷、ジャガイモ等を栽培しておられます。農機具は、耕運機2台、トラクター10台、田植え機3台、コンバイン3台、自動車10台を所有されています。〇〇さん宅からは、車で15分の距離にあります。あっせん価格は、田2筆で3,311㎡、10a当たり33万円で総額110万円でした。あっせん委員は、原田委員と私宮脇でした。以上で報告を終わります。</p>
議長 委員	萩迫 福岡裕幸	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました公益財団法人〇〇分について、あっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページあっせん成立資料14番をご覧ください。所在地、地目等は資料のとおりです。場所は、県道柿ノ木・志布志線をやっちくふれあいセンター前より志布志方面へ約1.4km進んだ県道塗木・大隅線との分岐点の左側の畑です。</p> <p>譲受人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、主にニラと甘藷を栽培されており、農機具はトラクター2台、軽トラック等を所有されています。〇〇さん宅から80mの距離にあります。あっせん価格は、10a当たり24万2,400円で、総額151万152円でした。以上、報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>3月23日、第2回農業公社評議員会及び研修希望者決定審査会に、3月25日、一般財団法人鹿児島県農業会議第101回通常総会及び令和3年度農地利用最適化推進検討会に、3月30日、志布志市農業振興対策協議会に、それぞれ出席しました。4月1日は、人事異動に伴う辞令交付を会長室で行いました。</p> <p>3月25日の農業会議の第101回通常総会では、令和4年度の事業計画及び収支予算が全会一致で議決されました。また、その後の農地利用最適化推進</p>

検討会では、最適化活動の推進について示されたガイドラインや農業経営基盤強化促進法の改正に伴う見直し等が示されたところです。詳細については、研修等を開催し、お示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

次に、日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、11件の申請でございます。まずは、6ページ、番号36番を審議いたします。番号36番は、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで吉野委員には、退席をお願いします。

(吉野委員 退席)

会場  
議長 萩迫  
委員 神宮司

それでは、神宮司委員の説明をお願いします。

会長より依頼のありました番号36を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さん44歳で、譲受人は同じく志布志町安楽平城にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、安楽小学校から西へ1.8kmの所に株式会社〇〇がありますが、更に西へ100m行った先の右側に5839番4の畑があり、その向かい南側に5782番7、5782番9、5782番10、5782番11の4筆の田が隣接してあります。法人事務所から徒歩5分以内の所にあります。株式会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と家族3人でお茶、水稻、ソバを主に栽培しています。申請地には、今後もお茶、水稻を作付けされる予定とのことです。また、耕運機4台、コンバイン1台、摘採機3台、防除機3台を保有しています。5839番4の畑は、20年前から〇〇がお茶を栽培され、現在に至っています。4筆の田のうち5782番7、5782番9、5782番11については、既に水稻が作付けされておりました。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 萩迫  
会場 委員  
議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。

(会場 異議なし)

ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場 委員  
議長 萩迫  
会場

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。ここで、吉野委員の入室を許可します。

(吉野委員 入室)

議長 萩迫  
委員 隈元

次に、番号37番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いします。

会長より依頼のありました番号37を報告いたします。譲渡人は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん65歳です。譲受人は松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん62歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから西へ50m行き、左折して200m先を左折して、100mほど行った所で、譲受人宅の道路向かいになります。〇〇さんは、夫婦で水稻25a、甘藷3ha

		<p>を栽培されており、申請地には既に甘藷が作付けされていました。また、トラクター1台、甘藷ハーベスター1台、貨物自動車2台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ、番号38番を審議いたします。宮脇茂樹委員の説明をお願ひします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号38を報告いたします。譲渡人は熊毛郡屋久島町船行〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道志布志・福山線沿いの伊崎田小学校から東へ2.5km行くと、川路集落の交差点に出ます。そこを右に100m進み、中野集落入口交差点の斜め右下に田んぼがあります。〇〇さんの田んぼの隣で、本人宅から500mほどの所にあります。〇〇さんは、甘藷と水稻を作付けされており、申請地には水稻を作付けされるところです。また、トラクター1台、耕運機1台、ハーベスター1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号39番及び番号40番につきましては、譲受人が同一のため、同時に審議したいと思ひますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、坂中委員の説明を2件一緒にお願ひします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号39番と40番を報告いたします。まず、番号39の譲渡人は大阪府柏原市大泉〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、野井倉自治会公民館から下野井倉方面へ500m進み、三叉路を右折し、50m進</p>

		<p>んだ左側にあります。法人事務所から3分以内の所で、申請地には水稲を作付けされるとのことです。</p> <p>次に番号40の譲渡人は有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、番号39と同じく株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、法人事務所から東側方向に400m進んだ所を左折し、30m進んだ右側に3962番1、3962番2、3954番2の3筆があります。3筆については、既に馬鈴薯が作付けされておりました。3953番1は更に100m進んだ右側にあり、甘藷を作付けされる予定とのことです。株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と13人で水稲49ha、馬鈴薯22ha、甘藷16ha、ソバ15haを主に栽培されております。また、トラクター10台、軽トラック5台、普通トラック5台、コンバイン3台、田植え機3台他を所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。まずは、番号39番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号40番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、8ページ、番号41番を審議いたします。宮脇勇委員の説明をお願ひします。
委員	宮脇勇	<p>会長より依頼のありました番号41を報告いたします。譲渡人は曾於市大隅町岩川〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町原田高井田集落にお住まいの〇〇さん57歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、そお街道沿いのファミリーマート野神店から南へ500m行った点滅信号を右折し、200m行き右折、更に200m行き右折、100m行った右側で、本人宅の道路向かいにあります。〇〇さんは認定農業者であり、母親と二人で牛37頭を飼育されていません。申請地には既に牧草が作付けされていません。また、トラクター5台、普通トラック1台、軽トラック1台を保有されていません。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご</p>



		審議方、よろしく申し上げます。終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号42番を審議いたします。立迫委員の説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号42を報告いたします。譲渡人は宮崎県えびの市大字坂元〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん66歳です。譲受人は有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん33歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大になります。申請地の場所は、山重校区の国道269号線沿いの芝用のセブンイレブンから岩川方向へ行った山重郵便局の手前を左折し、下り道を道なりに進むと下平野集落の中心に出ます。倉ヶ崎方面に行かず集落を抜け、下って行くと田が広がっており、100mほど道なりに進むと上り坂になり、200m上った所に3ha以上の広がりのある農地に出ますが、手前から2番目、3番目の畑で、譲受人宅からは、車で5分の所にあります。〇〇さんは、認定農業者であり、一人で母牛50頭、子牛40頭を飼育されており、申請地には飼料草を作付けされるとのことでした。また、トラクター3台、ローダー3台を保有されており、その他として、隣に弟の牛舎、30m離れた所に両親の牛舎があり、3軒で利用する飼料用ロールを作る機械一式、牛運搬用の2トン車ロング、軽トラック、散布機など、牛飼いに必要な機械等は揃っていました。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号43番を審議いたします。福岡裕幸委員の説明をお願いします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号43について報告いたします。譲渡人は広島県広島市中区舟入南〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、泰野小学校前の交差点より南之郷方面に約1km進んだ所の畑を右折し、700mほど進み、左折し突き当りの左側の畑です。〇〇さんは、息子さんと2人で水稻、生産牛の飼育をされており、トラクターなど機械一式を所有されています。〇〇さんは、〇〇さんの甥にあたり、申請地は相続された土地であります。松山を離れているため

		<p>今後の管理ができないことから〇〇さんへ有償移転するものです。現状は柚子が植えてありますが、今後抜根し、飼料を作付けされる予定とのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、9ページ、番号44番を審議いたします。限元委員の説明をお願ひします。
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号44を報告いたします。なお、44から46の譲渡人は一緒です。番号44の譲渡人は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん95歳です。譲受人は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いにショッピングセンター鹿島がありますが、そこから泰野方面へ800m行き、左折し200m先を右折して、更に200mほど行った右側です。譲受人宅からは5分のところにあります。〇〇さんは夫婦、父親の3人で甘藷7.5ha、野菜2haを栽培されており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。一部、サンテナかごが置かれている状態ですが、農地に復元するよう指導したところだす。また、トラクター3台、貨物自動車3台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号45番を審議いたします。同じく、限元委員の説明をお願ひします。
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号45を報告いたします。譲渡人は同じく〇〇さんで、譲受人は松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん37歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いにショッピングセンター鹿島がありますが、そこから泰野方面へ750mほど行った所の右側です。譲受人宅の隣になります。〇〇さんは、両親と3人で水稻24a、甘藷7ha、野菜65aを栽培されており、申請地には野</p>

		<p>菜を作付けされる予定とのこと。また、トラクター4台、貨物自動車3台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号46番を審議いたします。同じく、隈元委員の説明をお願ひします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号46を報告いたします。譲渡人は同じく〇〇さんで、譲受人は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米所がありますが、そこから田之浦方面へ50m行き、市道稲ヶ迫・大野線に入り、800m先を左折し、400m先を右折し、150mほど行った所の左側です。譲受人宅からは5分のところ。〇〇さんは、夫婦でイチゴハウス10a、甘藷3haを栽培されており、申請地には甘藷が作付けられ、一部にイチゴハウスが建っていました。また、トラクター3台、貨物自動車4台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第4、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		まずは、11ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願ひします。
委員	宮脇勇	<p>議案第24号、番号7番について報告いたします。調査日は4月7日、調査委員は、神宮司委員、山下直樹委員、私宮脇です。事務局から1名の同行でした。総会資料は6ページです。申出人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、立会人は息子の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面</p>

	<p>積は議案書に記載のとおりで、申請地の場所は伊崎田校区丸岡公民館から市道伊崎田・丸岡線を丸岡霊園方向に約500m進み、更に左側に見える茶畑沿いに200m進み、右折し、90m進んだ正面で、除外の目的は山林です。周囲の状況は、四方とも山林でコストがかかることや周囲の山林が傾斜地であるため、作業環境が危険であることから山林に変更するものです。申請地の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第6、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p>
<p>委員 立迫</p>	<p>最初に、13ページ、番号9番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第25号、番号9番について報告いたします。総会資料は9ページから11ページとなっております。調査日は4月7日、調査委員は、上野委員、今市委員、私立迫で、事務局から2名の同行がありました。譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積は議案書のとおりです。申請地の場所は、市役所本庁の北西方向に位置します。大原にあるファミリーマートとローソンの交差点から港方向へ進むと右側にパーラーモナコがありますが、そこの十文字を左折し、100m進んで右折し、直進した突き当りの右側に位置します。転用目的は駐車場、カーポート、物置です。排水は、道路に側溝がありました。その他として、〇〇さんは大型トレーラーの運転手をされており、〇〇さんから借りた土地を駐車場として利用されているため、始末書が添付されています。今回営業車の駐車スペースが必要となったことから申請されたものです。隣接地とはブロックで区画されておりました。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号10番を審議いたします。現地を調査された同じく立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	議案第25号、番号10番について報告いたします。総会資料は13ページから16ページとなっております。調査日は4月7日、調査委員は、上野委員、今市委員、私立迫で、事務局から2名の同行がありました。譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、霧島市の行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積は議案書のとおりです。申請地の場所は、志布志町町原にあるうなぎの駅から西へ1km進んだ高速道路を渡った所の十文字を左折し、50m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は、道路に側溝がありました。その他として、一般住宅は500㎡ですが、今回606㎡となった理由としては、三角形の残地106㎡の有効利用が困難であるため606㎡での申請となったものですが、500㎡をブロックで囲い、宅地として利用されるものです。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま
議長	萩迫	以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号11番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。
委員	今市	議案第25号、番号11番について報告いたします。調査日は4月7日、調査委員は、上野委員、立迫委員、私今市で、事務局から2名の同行がありました。譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、本庁志布志支所から北北東方向に位置し、本庁志布志支所から県道65号線を森山方面へ5kmほど経由し、マリ美容室付近を右折し、50mほど進んだ箇所を右折した左側に位置します。転用目的は、高速道路建設で立ち退きを余儀

		<p>なくされたため、申請地に自己の住宅を建築するものです。排水については、西側の道路に側溝が敷設してありますので、その側溝を利用します。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	上野	<p>次に、14ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第25号、番号12番について報告いたします。調査日は4月7日、調査委員は、立迫委員、今市委員、私上野で、事務局から2名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は福岡市早良区有田〇丁目〇番〇号にある株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、市役所志布志庁舎から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局手前から県道塗木・大隅線に入り、四浦方面へ約6.7km進み四浦簡易郵便局から市道提口・懐線を約1.5km進んだ所に位置します。転用目的は太陽光発電施設です。排水については、道路にある側溝に雨水を流すとのことでした。その他として、隣に休耕地があったため、盛土による雨水の流入防止を指示しました。また、申請地の周囲にはフェンスを設置するとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
		<p>次に、番号13番を審議いたします。番号13番は、令和3年12月総会の議案</p>

		<p>第98号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号22番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号14番を審議いたします。番号14番は、令和4年1月総会の議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号1番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、15ページ、番号15番を審議いたします。番号15番は、令和4年2月総会の議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号5番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきまして何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第26号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p> <p>最初に、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第26号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。</p> <p>議案書17ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和4年4月28日で、面積は田が1,169㎡、畑が9,278㎡となっております。所有権を移転する者は4人、所有権の移転を受ける者は、4人で全て売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書18ページ、19ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
次長	宮田	
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これ</p>

<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>より審議にはいります。        まずは、18ページ、番号13番から、19ページ、番号16番までと、17ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。        (会場 なし)        ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)        異議なしと認めます。        次に、農用地利用集積計画の利用権及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第26号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページから69ページとなっております。まずは、議案書20ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年4月28日で、始期は令和4年5月1日となります。設定期間が、3年から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が9万2,650.74㎡、畑が20万8,958.39㎡、樹園地が6万8,118㎡で、合計しますと36万9,727.13㎡となり、うち更新分は7万6,352㎡となっております。利用権の設定をする者の数が98名で、利用権の設定を受けようとする者の数が49名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より49名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、21ページから62ページの明細表をご確認ください。        次に、利用権の転貸について、議案書63ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和4年4月28日で、始期が令和4年5月1日であります。設定期間は、5年、10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が3万1,998㎡、畑が3万1,466㎡で、合計しますと6万3,464㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は8名であります。詳細につきましては、64ページから69ページの明細表をご確認ください。        以上で、議案第26号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。        21ページ、番号1番から、62ページ、番号107番までと、20ページの総括表について審議いたします。        これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)        ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>



議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>64ページ番号1番から、69ページ番号11番までと63ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第26号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第27号、下限面積の設定についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長	中水	<p>ただいま議題となりました議案第27号、下限面積の設定について、説明申し上げます。</p> <p>平成21年12月の農地法改正により、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を規定した農地法第3条第2項第5号に基づき、都府県の権利移動の下限面積が50aと規定されたところですが、併せて、農林水産省令の基準に従い、50aの範囲内で、別段の面積を農業委員会において設定できるようになったところです。</p> <p>志布志市農業委員会におきましては、これらの法改正を踏まえ、権利移動に係る下限面積について、法が規定する50a以下の30aを別段の面積として設定してまいりました。また、空き家等に付随した農地につきましても、0.01aを別段の面積として設定し、側面的に農地の権利移動の推進に努めてきたところでございます。</p> <p>今回、令和4年度の下限面積を設定する必要があることから提案するものでございますが、2020年の農林業センサスに基づく志布志市の農業経営者数は1,094人となっており、60歳以上の割合が約7割を占める状況でございます。5年前の農業経営者数1,398人から304人減少しており、60歳以上の割合も高まっていると思われまます。</p> <p>このような状況を踏まえますと、農業経営者の確保は喫緊の課題であり、新規就農等の前提となる農地の確保に係る下限面積につきましては、引き続き、現行の30aを別段の面積として設定することを提案するものであります。</p> <p>併せまして、市が進める移住・定住関連施策の下支えとなり得る空き家に付随した農地につきましても、引き続き、現行の0.01aを別段の面積として設定することを提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして何かご意見ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することにご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第27号、下限面積の設定については、提案のとおり とすることに決定いたしました。 次に、日程第9議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員 の指名についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
次長	宮田	議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、説明いたします。議案書73ページをお開きください。 番号5の申出者は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん で、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積 等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。 あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案い たします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意 見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することにご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第28号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっ せん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。 これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

